

# 山形市と明治安田生命保険相互会社との地方創生の 推進に係る包括連携に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、山形市における地方創生の推進に資すること及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、保険業法（平成7年法律第105号）において許容される範囲で、次に掲げる事項について相互に連携し、及び協力して実施する。

- （1）健康の増進に関すること。
- （2）地域の安全・安心に関すること。
- （3）障がい者の支援に関すること。
- （4）子育て支援に関すること。
- （5）女性の活躍推進に関すること。
- （6）産業・観光の振興に関すること。
- （7）地域のボランティアに関すること。
- （8）その他地方創生の推進に資すること及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で、取組ごとに別途取り決める。

3 甲及び乙は、第1項各号に定める連携事項の実施に当たっては、事業者その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。

5 甲及び乙は、相手方から提供を受けた情報等に不正確なものや誤り等があった場合でも、互いに損害の賠償を求めることはできないものとする。

## （情報保護）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく連携事項の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報（公知の情報を除く。）を第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならず、又はこの協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令に基づき開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第5条 甲又は乙のいずれかがこの協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、この協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

(疑義の協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年12月16日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘

乙 山形市香澄町二丁目2番36号

山形センタービル2F

明治安田生命保険相互会社山形支社

支社長 勝部 一成